

## ◆平成30年6月18日07時58分頃の大阪府北部の地震による被害に関連する消費者トラブルにご注意ください。

平成30年6月18日07時58分頃の大阪府北部の地震によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

この度の地震に限らず、大規模災害が発生すると、点検商法、便乗商法など、災害に関連した消費者トラブルが発生する傾向にあります。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

### 【大阪市消費者センターに寄せられた過去の相談事例（一部）】

#### ◆老人ホームの入居権

- ・老人ホームができるが募集地域を限定しているので、東北の方のために名前を貸してもらえないかと電話が入り、承諾してしまった。  
⇒劇場型詐欺の入口です。注意してください。

#### ◆防災グッズ

- ・消防局を名乗り、防災グッズを無料で送ると電話があったが、すぐに電話を切ったが不安だ。  
⇒個人情報聞き出そうとしています。消防局が防災グッズを自宅に送ることはありません。

#### ◆不審なメール

- ・震災の寄付金が口座凍結されており、850万円を私に送金したいとのメールが届いた。  
⇒お金を受け取るには手数料が掛かるなど、さまざまな理由をつけてお金をだまし取ろうとしています。

悪質な事業者は、災害に便乗して消費者に接触し、個人情報を聞き出してお金をだまし取ろうとしています。

上記のような内容や、類似したようなことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

### ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



消費生活相談窓口



メインキャラクター  
エルちゃん